

神戸海友同志會
代表者 坂本正道

尙この退職手當の合計は二千六百三十六圓であった。

争議形態 交渉回数 九回

争議の概要

ライディングサン石油會社が無警告をもつて神戸大阪間の運油船なにわ丸を繫船する事を強制したるに端を發し、その真相が毛唐に屈從する日本人同志の勢力競ひに因する事を探知したるをもつて、我等は之が反対闘争を展開したのであつたが、結局種々なる會社の内部的情勢がそれを許さず、左の如き條件をもつて解決するに至つた

一 解決

覺書

書

解決日 昭和七年十月二十三日

所要日數 九日

争議參加人員 二十名

争議形態 交渉回数 四回

組員時間外手當要求闘爭▲

一、乗組員全員に對し効率一ヶ月毎に月額總收入の三分の二に相當する銀賃手當を支給する事
二、乗組員各人に月額總收入の二ヶ月分の解雇手當を支給する事
三、乗組員が駆船地(大阪)と会社(神戸)間の往復する爲に要したる交通費其の他諸経費は之を支給する事

昭和七年八月三十日

ライディングサン石油會社

代表者 伊藤朋來印

一 解決條項

一、午後六時より翌日午前六時まで

船長機關長一時間十五錢、水火夫一時間十錢

船長機關長二回、水火夫五十錢

一 解決條項

大阪に於て時間外務に從事したる場合は神戸と同率の時間外手當を支給す

▼神戸伊勢田組小蒸氣船乗組員時間外手當要求闘爭▲

發生日 昭和七年十月十五日
解決日 昭和八年二月二十四日
所要日數 百二十九日
爭議參加人員 三十名
争議形態 交渉回数 三回
交渉回数 三十回

一 解決條項

一、公債手當本給の全額を支給す
二、私萬能手當月取の六割を支給す
三、公休一ヶ月二日間
但し公休は業務の性質上日時は決定せざるものとす

小蒸氣船及モーターボート乗組員の時間外手當
午後六時より翌日の午前六時まで一時間毎に船長機關長は二十錢、水火夫は十五錢也を支給す

各乗組員に對し本給の一割増支給する事

▼神戸通船株式會社從業員待遇改善闘爭▲

發生日 昭和八年二月十五日

G

▼富島組小蒸氣船乗組員の待遇改善闘爭▲

發生日 昭和八年二月十五日

H